

資 料 編

- I 評価指標の現状値一覧表
- II 三浦市総合計画審議会条例
- III 三浦市総合計画次期基本計画について（諮問）
- IV 三浦市総合計画次期基本計画について（答申）
- V 三浦市総合計画審議会名簿
- VI 三浦市総合計画次期基本計画の策定経過等
- VII 次期総合計画（基本計画・実施計画）策定要領
- VIII 用語等の注釈・解説

I 評価指標の現状値一覧表

| 大綱 | 目標 | 施策 | 展開方針 | 評価指標 | 現状値 | 時点 |
|-------------------------------|----|----|--|-----------------------|-----------|-------|
| 1 一体感のある都市をめざして～心を合わせる | | | | | | |
| 1 市民による自然の活用・付加価値化の促進 | | | | | | |
| 1 自然を守り、楽しむ活動の促進 | | | | | | |
| | 1 | | 全市民共有の地域資産である三浦市の自然環境の情報発信に努めます。また、親しみ、大切にすることを体験する機会を拡大することにより、自然環境関連活動への参加者を拡大します。 | 1 自然体験型イベントの参加率の増加 | 60.0 % | H28年度 |
| 2 三浦が一体となる文化づくり | | | | | | |
| 1 スポーツ・レクリエーション活動の促進 | | | | | | |
| | 1 | | 快適で便利なスポーツ施設等を提供することによりスポーツ活動に参加する市民を拡大します。 | 1 全施設総延べ利用者数の増加 | 275,157 人 | H27年度 |
| | | | | 2 65歳以上のスポーツ活動参加者の増加 | 4,151 人 | H27年度 |
| | 2 | | スポーツ大会やレクリエーションなどのイベントの開催支援の取り組みを充実することにより、スポーツやレクリエーションを楽しむ市民を拡大します。 | 1 全事業総参加者数（派遣者数含む）の増加 | 2,819 人 | H27年度 |
| 2 歴史文化の伝承と活用 | | | | | | |
| | 1 | | 三浦市の固有の文化財を大切にす活動を進めるとともに、多くの人に伝えるための情報を発信し、歴史文化を伝承する市民及び文化財等に親しむ人を拡大します。 | 1 三浦市の文化財に親しむ人の増加 | 15,317 人 | H27年度 |
| | | | | 2 歴史文化の伝承者数の増加 | 39 人 | H28年度 |
| 3 市民文化の活動の基盤づくり | | | | | | |
| | 1 | | 居住地区を問わない全市民参加型イベントの開催を支援し、文化活動に参加する市民を拡大します。 | 1 全催事参加者数の増加 | 27,109 人 | H28年度 |
| | 2 | | 市民交流拠点の整備など市民の文化活動が活発に行える場を充実し、文化活動に参加する市民を拡大します。 | 1 全施設利用者総数の増加 | 174,355 人 | H27年度 |
| | 3 | | 三浦市を誇りに思う市民と他都市との交流活動を促進し、文化・交流活動に参加する市民を拡大します。 | 1 全催事参加者数の増加 | 107 人 | H28年度 |
| 3 一体感を育てる人材育成 | | | | | | |
| 1 みうらっ子を育む教育力の向上 | | | | | | |
| | 1 | | 郷土三浦を愛する心を育むため海洋教育の推進等地域と連携した教育を進めます。 | 1 地域社会への関心度（愛着度）の向上 | 61.3 % | H28年度 |

| 大綱 | 目標 | 施策 | 展開方針 | 評価指標 | 現状値 | 時点 | | | |
|----|----|----|---|---|-----------------------------|---------------------------------------|-----------|---------|--|
| | | | 地域に開かれた学校づくりをめざし、地域への情報発信の充実に努め、地域の教育力を生かして、総合的な学習の時間や朝の読み聞かせ等における外部指導者の協力を推進します。 | 1 | 学校だよりの地域への発信回数の増加 | 284 回 | H27年度 | | |
| | | | | 2 | 地域外部協力者延べ人員の増加 | 2,546 人 | H27年度 | | |
| | | | 児童・生徒が心身ともに健やかに学べる環境を充実し、長期に休むことなく楽しく学んでいる児童・生徒を増やします。 | 1 | 長期欠席児童・生徒数割合の減少 | 2.4 % | H27年度 | | |
| | | | | 2 | 朝食の喫食率向上 | 82.5 % | H27年度 | | |
| | | | | 3 | いじめ認知件数のうち年度内に「状況改善」した割合の向上 | 95.7 % | H27年度 | | |
| | | | | 4 | いじめの状況改善後の経過見守りによる再発件数0件の維持 | 0 件 | H27年度 | | |
| | | | 4 | 児童・生徒にとってわかりやすく、興味を高める特色のある学習環境を充実し、授業に対する満足度を向上させます。 | 1 | 学校評価に係るアンケートで「授業が分かりやすかった」という評価の向上 | 83.6 % | H27年度 | |
| | | | 5 | 学習のための教具教材、情報環境を整備し、その充足度を向上させます。 | 1 | 基準平均達成率（整備率基準があるものすべての平均）の向上 | 45.0 % | H27年度 | |
| | | | 6 | 障害のある児童・生徒も等しく学べる、障害に応じた教育指導体制を充実し、その充足度を向上させます。 | 1 | 障害児一人当たりの障害児対応職員数の維持 | 52.6 % | H28.5.1 | |
| | | | 高いレベルの研究成果が出せるよう、教職員・教育委員会の指導力、情報発信力の強化に取り組みます。 | 1 | 公開授業の実施回数の増加 | 333 回 | H27年度 | | |
| | | | | 2 | 教育委員会主催による研修会参加者の満足度向上 | 95.9 % | H27年度 | | |
| | | | | 3 | 市外での研修等の講師としての活動数の増加 | 7 件 | H27年度 | | |
| | | | 2 義務教育環境の充実 | | | | | | |
| | | | 1 | 学校施設的环境を整備し、児童・生徒及び保護者の安心感を高めます。 | 1 | 学校施設に関する要望数（工事要望箇所一覧表に掲載されている要望件数）の減少 | 95 件 | H28年度 | |
| | | | 2 | 小中学校の適正な規模及び配置を検討し、教育環境の充実を図ります。 | 1 | 児童・生徒一人当たり小中学校費の縮減 | 213,185 円 | H27年度 | |

| 大綱 | 目標 | 施策 | 展開方針 | 評価指標 | 現状値 | 時点 |
|----|----|----|--|--|-----------------------------------|--|
| | | 3 | みうらっ子を地域で育む風土づくり | | | |
| | 1 | | 青少年の健全育成をめざした地域活動・イベント等の参加機会を拡充し、三浦市に愛着と誇りを感じる青少年を増やします。 | 1 参加者総数の増加 2 子ども会の加入率の維持 3 子ども会行事参加率の維持 | 390 人 36.3 % 691.9 % | H28年度 H28年度 H27年度 |
| | 2 | | 地域における子どもたちの見守り環境を整備し、児童・生徒が災害や犯罪に巻き込まれない安全な環境を、関係団体との連携等により維持するとともに、問題行動のある子どもを減らします。 | 1 補導件数の減少 2 児童・生徒が被害者となった刑法犯罪の認知件数の減少 3 見守り団体数・参加者数の維持 | 177 件 20 件 34 団体 1,946 人 | H27.1.1～ H27.12.31 H27年度 |
| | 3 | | 家庭環境・家計状況等にかかわらず児童・生徒が等しく教育を受けるための官民協働による支援のしくみを充実させます。 | 1 支援率（給付者数または貸付者数／対象者数）の維持 | 62.5 % | H28年度 |
| | | 4 | 地域における支え合いの環境づくり | | | |
| | | 1 | 地域コミュニティが元気なまちづくり | | | |
| | 1 | | 地域コミュニティの基礎である自治会活動や社会福祉団体・グループ等による活動の充実により、地域コミュニティ活動や地域における支え合い活動への参加者を拡大します。 | 1 区・自治会加入率の向上 2 自治会活動事業の増加及び支え合い活動の会員等の増加 | 95.5 % 4 件 576 人 | H28年度 H27年度 |
| | | 5 | 連携のネットワークづくり | | | |
| | | 1 | 地域をつなぐ交通網の確保 | | | |
| | 1 | | 道路の整備・維持管理を着実に推進し、地域間の移動が円滑になるように利便性を高めます。 | 1 市道の維持補修（舗装打換工事、側溝改良工事等）に関する1年間の要望件数の減少 | 681 件 | H27年度 |
| | | 2 | 情報ネットワークの充実 | | | |
| | 1 | | 市民にとって便利で役立つホームページを整備・充実し、ホームページを通じた情報の受発信機会を拡大します。 | 1 市民同士が情報の受発信をできるページのページビュー数の増加 | 1,108 件 | H27年度 |
| | | 2 | もてなしの心をもつ都市をめざして～交流を育む | | | |
| | | 1 | 6次経済の構築 | | | |
| | | 1 | 6次経済の構築 | | | |
| | 1 | | 農業、漁業、観光業の連携による観光振興や三浦ブランドの開発など、市内外の事業者の取り組みや、異業種間の交流を支援し、6次経済の構築を進めます。 | 1 入込観光客総数の増加 2 観光客消費額の増加 | 5,918,300 人 13,858,701 千円 | H27.1.1～ H27.12.31 H27.1.1～ H27.12.31 |

| 大網 | 目標 | 施策 | 展開方針 | 評価指標 | 現状値 | 時点 |
|----|----|----------------------|---|-----------------------------------|------------|------------|
| | 2 | 企業・起業家へのもてなし環境づくり | | | | |
| | | 1 企業が立地・定着・発展するまちづくり | | | | |
| | | 1 | 市内への企業誘致に取り組むとともに、新規や既存の事業者の経営支援や企業間交流の機会づくりなど、営業を継続しやすい環境を整備し、事業活動の活性化を図ります。 | 1 企業誘致件数の増加 | 0 件 | H27年度 |
| | | | | 2 法人市民税の増加 | 217,866 千円 | H27年度 |
| | 3 | もてなしの心のPR | | | | |
| | | 1 みうらシティ・セールスの拡充 | | | | |
| | | 1 | 市外での物産展出展や市内での各種イベントの開催等のシティ・セールス実践活動により三浦市の魅力を発信するとともに、集客力をさらに向上させます。 | 1 事業費10,000円当たりの集客数の増加 | 39,763 人 | H27年度 |
| | 4 | もてしの心をあらわす人材・団体の育成 | | | | |
| | | 1 市民によるもてなし活動の促進 | | | | |
| | | 1 | もてなしをテーマとする人材育成や市民活動を促進し、もてなしの活動に協力・参加している市民を増やします。 | 1 もてなし活動の参加者総数（観光ボランティア・団体加入者）の増加 | 38 人 | H28. 3. 31 |
| | | | | 2 観光ボランティアガイドが案内する観光客の増加 | 8,736 人 | H27年度 |
| | 5 | もてなしの都市空間づくり | | | | |
| | | 1 美しい都市景観づくり | | | | |
| | | 1 | スカベンジイベントや地域における清掃活動への協力や、情報発信を行うことにより、美しい都市景観づくりに協力・参加する市民を増やします。 | 1 清掃活動等総延べ参加者数の増加 | 14,944 人 | H27年度 |
| | | 2 もてなし空間の整備・提供の促進 | | | | |
| | | 1 | 観光施設、回遊ルート、観光案内表示板等の集客に必要な環境や、駐車場や公衆トイレ等の便利で快適な環境を適切に維持・向上させ、集客力をさらに強化します。 | 1 観光施設などの総利用者数の増加 | 731,401 人 | H27年度 |
| | 6 | もてなしのネットワークづくり | | | | |
| | | 1 広域交通ネットワークの拡充 | | | | |
| | | 1 | 三浦縦貫道路の早期整備等により観光やビジネスにおける交通アクセスを強化し、都心と三浦との移動時間を短縮します。 | 1 日本橋・三崎間の最短所要時間（予測値）の短縮 | 74 分 | H28年度 |

| 大綱 | 目標 | 施策 | 展開方針 | 評価指標 | 現状値 | 時点 |
|--------------------------------------|----|---|--------------------------------------|--|-----------------------|----|
| 3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える | | | | | | |
| 1 若者の就業の場を生み出す産業づくり | | | | | | |
| 1 三浦ならではの水産業の振興 | | | | | | |
| | 1 | 漁港整備や経営支援、水産業従事者への各種支援を通じて、基幹産業である水産業の活力を維持し、市内における水産物の取扱量を維持・拡大します。 | 1 市内漁港水揚金額の増加 | 13,968,302 千円 | H28.1.1～ H28.12.31 | |
| 2 採りたての農業振興 | | | | | | |
| | 1 | 良好な農地の整備・維持管理、流通システム環境整備、ブランド開発支援等により農業生産性を維持・向上させます。 | 1 農業産出額の維持 | 6,679,448 千円 | H27年度 | |
| 3 活力ある商工サービス業振興 | | | | | | |
| | 1 | 魅力的な商店街づくりや中小企業の創意工夫など商工業者自身による経営努力を支援するとともに、経営安定化や雇用維持のための公的支援策を通じて地元雇用の場としての商業・工業の活力を維持・向上させます。 | 1 商業・工業従業者数の維持 | 744 人 | H28.3.31 | |
| 2 特色ある住宅地の整備 | | | | | | |
| 1 ライフステージ・ライフスタイルに応じた多様な居住の促進 | | | | | | |
| | 1 | 三浦市に居住したいと考える人のニーズにあった宅地供給や住宅地整備の実現に向けた支援を行うとともに、転入・定住支援策によって、市内への転入者を増やします。 | 1 住宅地整備関連事業の進捗率の向上 | 54.7 % | H28.11.30 | |
| | | | 2 定住促進事業により移住した世帯数の増加 | 0 世帯 | H27年度 | |
| 3 子どもを産み育てたくなる環境づくり | | | | | | |
| 1 子育て支援の充実 | | | | | | |
| | 1 | 子育てを支えるための適切な経済的援助を行い、経済的に深刻な悩みを抱える子育て中の家庭を減らします。 | 1 市及び児童相談所への養育、経済支援及び生活援護に関する相談件数の減少 | 375 件 | H27年度 | |
| | 2 | 子育てに関する情報の一体的な発信や総合窓口の設置等により、安心して子育てができる環境を整備し、子育て世帯の定住を維持します。 | 1 子育て支援センター利用者率・育児サークル参加者率の増加 | 子育て支援センター利用者率：4.3 % 子育てサークル参加者率：7.9 | H27年度 | |
| | 3 | 健康診査や保健指導など母子の命と健康を守る対策を通じて、母親と乳幼児の健康を確保します。 | 1 乳幼児及び妊産婦の受診率の増加 | 89.4 % | H27年度 | |

| 大綱 | 目標 | 施策 | 展開方針 | 評価指標 | 現状値 | 時点 |
|----|----|----|--|---|--------------------|------------|
| | | | 2 子どもが安心して遊べるまちづくり | | | |
| | | 1 | 身近で安全な公園等の施設を適切に配置、維持管理し、地域における子どもの遊び場を確保します。 | 1 住民一人当たりの都市公園敷地面積の増加 | 8.5 m ² | H28. 4. 1 |
| | | | 3 子育て世代のワークライフバランスの推進 | | | |
| | | 1 | 生活実情にあわせた多様な働き方ができる社会づくりのための啓発や保育サービスを通じて、子育て世代のワークライフバランスを実現させます。 | 1 未就学児・児童をもつ成人女性の就業率（2世代（親子）世帯に限る）の向上 | 29.1 % | H28. 3. 31 |
| | | | 4 結婚の希望をかなえる支援 | | | |
| | | 1 | 結婚する希望を持ちながら結婚に至っていない若者に対し、出会いの創出等を通じ、結婚の希望をかなえる支援を行います。 | 1 「恋カナ！プロジェクト」と連携した市内イベント数の増加 | 1 件 | H27年度 |
| | | | 4 生きがいをもって生涯を過ごせる環境づくり | | | |
| | | | 1 生涯学習の推進 | | | |
| | | 1 | 社会教育に携わる人材や団体を支援し、多くの市民が生きがいを実感できるような生涯学習活動・イベント等を活発に開催します。 | 1 全イベント参加者延べ数の増加 | 2,798 人 | H27年度 |
| | | 2 | | 社会教育活動に携わる市民の数の増加（指導員・団体加入者数） | 1,295 人 | H28. 6. 1 |
| | | 2 | 市民の生涯学習ニーズに対応し多くの市民に利用してもらえるよう図書館や視聴覚ライブラリー等の適切な運営に努めます。 | 1 全施設利用者延べ総数の増加（視聴覚ライブラリー、図書館） | 47,940 人 | H27年度 |
| | | | 2 高齢者・障害者等が参加交流するまちづくり | | | |
| | | 1 | 高齢者や障害者を対象とする地域行事等を充実し、高齢者や障害者の地域参加機会を増やします。 | 1 全事業参加総数の増加 | 1,085 人 | H27年度 |
| | | 2 | 働くことを通じて高齢者や障害者が社会に参加し交流する機会を増やします。 | 1 65歳以上就業者率＋障害者就業者率の増加 | 45.7 % | H27年度 |
| | | 2 | | 福祉施設・事業所で就労訓練をする率の増加 | 3.2 % | H28. 4. 1 |
| | | | 5 安心して安全な生活環境づくり | | | |
| | | | 1 市民の「健康力」の増進支援 | | | |
| | | 1 | 病気の予防、早期発見機会の充足及び健康寿命の延伸のため、各種健診（検診）受診率等を向上させます。 | 1 各種健診（検診）受診率等（がん検診受診率、特定健診受診率、特定保健指導実施率等）の向上 | 19.6 % | H27年度 |
| | | 2 | | 市立病院における人間ドック、脳ドック、各種がん検診その他健診（検診）受診者の増加 | 5,942 件 | H27年度 |

| 大綱 | 目標 | 施策 | 展開方針 | 評価指標 | 現状値 | 時点 |
|----|----|----|--|--|---------|---------|
| | | | 地域の衛生環境を改善・向上し、病原菌に起因する発症を予防します。 | 1 衛生環境の悪化による病原菌やウイルスに起因する病症の発症件数の減少 | 0 件 | H27年度 |
| | | | 2 三浦ならではの地域医療の充実 | | | |
| | | | 1 医療機関等の連携により地域医療、救急医療の体制を確保し、誰もが安心できる医療サービスを充足させます。 | 1 病院数・一般診療所数・歯科診療所数の維持 | 51 箇所 | H28.4.1 |
| | | | | 2 一次救急参加医療機関数（小児・歯科含む。）・二次救急参加医療機関数・三次救急参加医療機関数の維持 | 36 箇所 | H28.4.1 |
| | | | | 3 市立病院における訪問診療、訪問看護及び訪問リハビリテーション件数の増加 | 1,538 件 | H27年度 |
| | | | | 4 市立病院における救急患者受入率の維持 | 74.1 % | H27年度 |
| | | | | 5 市立病院における訪問診療、訪問看護から介護の訪問看護ステーションへの引継ぎ件数の増加 | 1,648 件 | H27年度 |
| | | | | 6 市立病院における在宅または介護施設での看取り件数の増加 | 34 件 | H27年度 |
| | | | 3 高齢者の自立と安心の支援 | | | |
| | | | 1 高齢者が在宅のまま安心して生活を営める環境を整備するとともに、適切な介護認定と介護予防の普及・啓発及び在宅介護サービスの充実等により施設入所を必要とする要介護者の増加を抑制します。 | 1 介護施設への入所必要者割合（（入所者数＋入所待機者数）／介護被保険者数）の抑制 | 3.6 % | H27年度 |
| | | | | 2 要介護等の状態でない元気な高齢者率の増加 | 82.7 % | H27年度 |
| | | | 2 受給資格者に対する確実な年金給付により、高齢者世帯における家計不安の解消に寄与します。 | 1 65歳以上の保護率の減少 | 2.3 % | H29.1.1 |
| | | | 4 障害者が安心して暮らせる地域づくり | | | |
| | | | 1 障害の状態に応じた障害福祉サービスの提供とこれらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制を確保するとともに、グループホーム等住まいの場の充実によって障害者が地域で安心して生活を営める環境の整備に注力します。 | 1 障害者施設への入所必要者割合（（入所者数＋入所待機者数）／障害児者数）の抑制 | 3.3 % | H28.4.1 |

| 大綱 | 目標 | 施策 | 展開方針 | 評価指標 | 現状値 | 時点 |
|----|----|--------------|--|---|---------------------|-------|
| | | | 5 ユニバーサルデザインのまちづくり | | | |
| | | 1 | 高齢者や障害者をはじめ乳幼児連れの父母や妊婦などすべての市民が安全に安心して外出できるよう公共交通機関や道路等の環境の整備に努めます。 | 1 市内におけるノンストップバスの増加 | 22.0 % | H27年度 |
| | | | 6 ソフトのバリアフリー対策 | | | |
| | | 1 | 差別のない社会の実現を推進し、人権に関する啓発・教育機会への参加者を増やします。 | 1 人権に関する研修会・講演会・集会参加者数の増加 | 69 人 | H27年度 |
| | | | 7 低所得者への適正支援 | | | |
| | | 1 | 低所得者が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な生活保護等の措置を講じ、低所得者の自立を支援します。 | 1 就労支援に関する自立支援プログラムに参加した被保護者のうち達成者の割合の向上 | 14.3 % | H27年度 |
| | | | 8 総合的な危機管理システムの形成 | | | |
| | | 1 | 火災発生を予防する環境づくりを進めるとともに、火災発生時に素早く消防活動を行える体制を強化し、火災による被害の拡大を防ぎます。 | 1 建物火災1件当たりの焼損（延焼）面積の減少 | 47.1 m ² | H27年度 |
| | | 2 火災発生件数の減少 | | 14 件 | H27年度 | |
| | | 3 消防訓練参加率の向上 | | 29.8 % | H27年度 | |
| | | 2 | 事故等の緊急時に素早く救急活動を行える体制を強化し、できるだけ多くの救命に努めます。 | 1 救急体制の強化 | 65.9 % | H27年度 |
| | | 3 | 地震災害等に備え、建物の耐震化、防災無線等資機材の確保及び河川、公共施設等の復旧事業を円滑かつ安全に進めるための体制等を整備します。 | 1 災害安全率（雨水整備面積／事業認可面積・耐震完了橋梁数／耐震化必要橋梁数・概成個所数／急傾斜地指定個所数 等の単純平均）の向上 | 69.7 % | H27年度 |
| | | 4 | 防災に関する情報発信や、防災訓練の実施により地域における自助共助意識の向上に取り組み、災害発生時の被害を最小限に留めるとともに、避難所運営等を充実し災害時発生後の避難体制の強化を図ります。 | 1 防災訓練参加率の向上 | 5.8 % | H27年度 |
| | | 5 | 津波に関する情報発信や訓練の実施により、津波に対する防災意識の向上に取り組むとともに、避難施設の充実により、津波による被害を最小限に留めます。 | 1 津波避難訓練参加率の向上 | 4.1 % | H27年度 |

| 大綱 | 目標 | 施策 | 展開方針 | 評価指標 | 現状値 | 時点 |
|----|----|----|---|---------------------------|------------------------------|---------------------------|
| | | | 9 安全・安心なまちづくりの推進 | | | |
| | | 1 | 地域における防犯のための設備・体制を整備するとともに、防犯思想の啓発を講じることにより、刑法犯罪の発生予防に努めます。 | 1 刑法犯認知件数の減少 | 312 件 | H27. 1. 1～ H27. 12. 31 |
| | | 2 | | 防犯パトロール組織の数及び会員数の増加 | 24 組織 576 人 | H27年度 |
| | | 3 | | 安全・安心メール登録者の増加 | 990 人 | H28. 3. 12 |
| | | 2 | 交通安全のための設備・体制を整備するとともに、交通安全の啓発を講じることにより、交通事故の発生予防に努めます。 | 1 交通事故発生件数の減少 | 140 件 | H27. 1. 1～ H27. 12. 31 |
| | | 3 | 消費者関係団体、相談窓口との連携により消費者を保護し、消費生活に関する市民の不安解消に努めます。 | 1 消費生活相談の解決率の増加 | 93.9 % | H27年度 |
| | | 4 | 家族・親族またはそれらに代わって最期を安心して見届けることができるよう火葬場の適切な運営・整備を進めるとともに、火葬手続の効率化に注力します。 | 1 三浦市火葬場利用者の満足度向上 | 64.1 % | H27年度 |
| | | 5 | 市内に所在する空き家について、空家対策特措法を踏まえ、対策を行います。 | 1 適正に管理されていない空き家の減少 | 1.0 % | H28. 12. 31 |
| | | | 6 快適で安全性の高い生活基盤の整備 | | | |
| | | | 1 適切な土地利用計画の推進 | | | |
| | | 1 | 自然的土地利用と都市的土地利用のバランスのとれたまちづくりにより、市民の定住を確保するとともに転入者の増加を図ります。 | 1 住居用新築戸数の増加 | 125 戸 | H27年度 |
| | | | 2 自然資源等の保全・活用の推進 | | | |
| | | 1 | 市民や事業者との協力により、市民が潤いを感じることでできる身近な緑地空間を拡大します。 | 1 市民一人当たりの地域制緑地・施設緑地面積の拡大 | 434 m ² | H28. 4. 1 |
| | | | 3 公害防止策・地球温暖化対策の推進 | | | |
| | | 1 | 公害・環境問題に関する市民の問題意識を高めつつ、公害防止、地球温暖化対策を実施し、更なる環境負荷の低減をめざします。 | 1 公害苦情処理件数の減少 | 28.0 件 | H27年度 |
| | | | | 2 三浦市役所の二酸化炭素排出量の減少 | 5,160,725 kg-co ₂ | H27年度 |
| | | | 4 安全で快適な水環境の整備 | | | |
| | | 1 | 投資と収益のバランスを適正に監視し、上水道の安定供給、経営の合理化を図ります。 | 1 水道料金の維持 | 2,830 円 | H28年度 |
| | | | | 2 有収水量率の向上 | 85.1 % | H27年度 |
| | | 2 | 公共下水道の整備拡充、河川・排水路の水質浄化等の取り組みにより河川・海水域の水質・衛生環境を維持・向上させます。 | 1 河川水質の維持・向上 | 2.7 mg/ℓ | H28. 5. 18 |

| 大綱 | 目標 | 施策 | 展開方針 | 評価指標 | 現状値 | 時点 |
|--------------------|---|---|---|--------------------------------|--------|---------|
| | | 5 適切な廃棄物処理の推進 | | | | |
| | | 1 循環型社会の形成に関する意識啓発を行い、ごみの減量化やごみ、し尿及び浄化槽汚泥の再利用、再資源化を図るとともに、処理施設の適切な整備・運営を行い、廃棄物処理を効率化します。 | 1 | 資源化率の向上 | 40.4 % | H27年度 |
| | 2 | | 廃棄物処理コストの減少 | 15,687 円 | H27年度 | |
| | 3 | | 生活系ごみ一人一日当たりの排出量の減少 | 979.8 g | H27年度 | |
| 4 計画の推進に向けて | | | | | | |
| | 1 創造力ある市役所づくり | | | | | |
| | 1 創造力のある職員の育成 | | | | | |
| | 1 知識習得や実務体験を通じて、政策提言や対外的な発表等のクリエイティブな仕事を実践できる創造力のある職員を育成します。 | 1 | 職員提案件数の増加 | 3 件 | H27年度 | |
| | | 2 | 講師派遣・論文提出件数の増加 | 59 件 | H27年度 | |
| | | 3 | 国の制度改革等への提案及び認定申請の件数の増加 | 0 件 | H27年度 | |
| | 2 経営力ある市役所づくり | | | | | |
| | 1 財政健全化及び行政改革の一層の推進（企業型経営システムの確立） | | | | | |
| | 1 目標達成度を測る行政評価や、より効果的・効率的に業務を遂行するためのアウトソーシングなど企業型経営システムをさらに積極的に導入し、市役所のスリム化を図るとともに、財政、会計等を適正に管理し、市民サービスを提供できる財政基盤を維持します。 | 1 | 公債費等関係比率（実質公債費比率・将来負担比率）の低減 | 実質公債費比率:19.0 % 将来負担比率:184.3 | H27年度 | |
| | | 2 | 財政調整基金残高の増加 | 229,366 千円 | H27年度 | |
| | | 3 | 経常収支比率の低減 | 101.3 % | H27年度 | |
| | 2 税及び税外収入の公平性と市民サービスの水準を確保するため、賦課徴収体制の強化、効率化によって、収納率を向上させます。 | 1 | 市税収納率の向上 | 89.0 % | H27年度 | |
| | | 2 | 税外収納率の向上 | 93.3 % | H27年度 | |
| | 3 機動力ある市役所づくり | | | | | |
| | 1 業務の効率化 | | | | | |
| | 1 窓口における来庁者に対する迅速かつ丁寧な対応を実践します。 | 1 | 窓口における住民票等の発行にかかる時間の短縮 | 2.5 分 | H27年度 | |
| | | 2 | 高い計画性をもって業務を遂行するために必要な統計情報を着実に整備し、業務における活用を促進します。 | 1 各職場の業務における統計情報の活用数の増加 | 57 件 | H27年度 |
| | | 3 インターネットをはじめとするITツールやその他各種の業務システムの整備とその有効活用により、業務管理と労働力にかかる費用を抑制します。 | 1 | 総職員数の削減 | 406 人 | H28.4.1 |
| | 2 | | 紙の使用量の減少 | 2,842,369 枚 | H27年度 | |

| 大網 | 目標 | 施策 | 展開方針 | 評価指標 | 現状値 | 時点 |
|----|----|--|------|---|-------------|-------------|
| | 4 | 開かれた市役所づくり | | | | |
| | | 1 市民協働システムの確立 | | | | |
| | 1 | 市民にとってわかりやすい政策、実現性の高い政策を生み出すため、必要な情報の提供に努めるとともに、市民が参画する機会を拡大し、市政に参加する市民を拡大します。 | 1 | 市民の市政参加率の向上 | 0.4 % | H27年度 |
| | | | 2 | 市民の市政参加機会の増加 | 6 回 | H27年度 |
| | 2 | 民主主義の原点である選挙とその結果が直結する行政に対する関心を高めるために必要な啓発や公正大な選挙のための厳格な管理を行います。 | 1 | 投票率の向上 | 45.0 % | 直近の選挙 期日 |
| | | | 2 | 開票に係る時間の短縮 | 123 分 | 直近の選挙 期日 |
| | | | 3 | 有権者、投票者一人当たり選挙費の低減 | 495 円 | 直近の選挙 期日 |
| | 3 | 活発な議会活動と情報発信により市議会に対する市民の関心を高めます。 | 1 | 議会ホームページのページビュー数の増加 | 27,974 件 | H27年度 |
| | | | 2 | 市議会傍聴者数の増加 | 179 人 | H27年度 |
| | | | 3 | 議会インターネット中継視聴者数の増加 | 2,282 件 | H27年度 |
| | | 2 開かれた行政運営の推進 | | | | |
| | 1 | 市民にとって必要な情報がいつでも、どこでも入手できる透明度の高い行政を実現し、行政に対する市民の関心と信頼を高めます。 | 1 | 市ホームページのページビュー数の増加 | 2,279,744 件 | H27年度 |
| | | | 2 | 情報公開の決定に対する不服申立件数の減少 | 0 件 | H27年度 |
| | | | 3 | 情報漏洩事故件数0件の達成 | 2 件 | H27年度 |
| | 5 | 広域連携する市役所づくり | | | | |
| | | 1 広域施設・サービスの活用 | | | | |
| | 1 | 近隣自治体との連携など広域で対応する業務や広域で利用できる施設・サービスを拡大し、業務効率と市民サービスの利便性を向上させます。 | 1 | 他自治体との連携事業（小事業に含まれる目的の異なる個別事業をカウント）数の増加 | 51 事業 | H27年度 |

II 三浦市総合計画審議会条例（昭和43年3月25日三浦市条例第8号）

（目的）

第1条 この条例は、三浦市総合計画審議会の設置及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置及び担任事項）

第2条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として三浦市総合計画審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、三浦市総合計画の策定及びその実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第3条 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 審議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（報酬等）

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総合計画事務主管課において処理する。

（委任規定）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

Ⅲ 三浦市総合計画次期基本計画について（諮問）

浦発第070801号

平成27年7月8日

三浦市総合計画審議会会長 様

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市総合計画次期基本計画について（諮問）

三浦市総合計画の次期基本計画を定めるに当たり、三浦市総合計画審議会条例に基づき、貴審議会に諮問します。

Ⅳ 三浦市総合計画次期基本計画について（答申）

平成28年10月24日

三浦市長 吉 田 英 男 様

三浦市総合計画審議会
会長 鈴 木 寧 夫

三浦市総合計画次期基本計画（案）について（答申）

平成27年7月8日付け、浦発第070801号により諮問を受けた「三浦市総合計画次期基本計画」について、次のとおり答申します。

- 1 三浦市総合計画次期基本計画（案）
別添1のとおり
- 2 次期総合計画名称（案）
別添2のとおり

V 三浦市総合計画審議会名簿

| 役職 | 氏名 | 所属団体等 | 分科会 |
|-----|-------|----------------|---------|
| 会長 | 鈴木 寧夫 | 三浦市区長会 | |
| 副会長 | 角田 恵美 | はっぴー子育て応援団 | 第2分科会 |
| 委員 | 吉野 哲 | 横浜銀行 | 第1分科会座長 |
| 委員 | 石毛 浩雄 | (一社) 三浦市観光協会 | 第1分科会 |
| 委員 | 川俣 幸宏 | 京浜急行電鉄(株) | 第1分科会 |
| 委員 | 草間 道治 | 三浦市議会 | 第1分科会 |
| 委員 | 熊坂 哲治 | 神奈川新聞社 | 第1分科会 |
| 委員 | 杉山 実 | 三浦市 | 第1分科会 |
| 委員 | 鈴木 清 | みうら漁業協同組合 | 第1分科会 |
| 委員 | 寺本 紀久 | 三浦商工会議所 | 第1分科会 |
| 委員 | 藤平 功 | 三浦市農業協同組合 | 第1分科会 |
| 委員 | 三富力也 | 公募による委員 | 第1分科会 |
| 委員 | 堀田 典彦 | かながわ信用金庫 | 第2分科会座長 |
| 委員 | 伊庭 良知 | (一社) 国土政策研究会 | 第2分科会 |
| 委員 | 女屋 智幸 | 湘南信用金庫 | 第2分科会 |
| 委員 | 小林 直樹 | 三浦市議会 | 第2分科会 |
| 委員 | 笹谷 月慧 | 三浦市民生委員児童委員協議会 | 第2分科会 |
| 委員 | 曾根 崇子 | 三浦市教育委員会 | 第2分科会 |
| 委員 | 出口 眞琴 | 三浦市議会 | 第2分科会 |
| 委員 | 松本 幸雄 | 公募による委員 | 第2分科会 |

前委員

| 役職 | 氏名 | 所属団体等 | 離職日 |
|----|-------|--------|------------|
| 委員 | 岡部 伸康 | 神奈川新聞社 | 平成27年9月30日 |
| 委員 | 小野 明男 | 神奈川新聞社 | 平成28年9月30日 |

※敬称略

VI 三浦市総合計画次期基本計画の策定経過等

1 会議等開催回数

| 名称 | H27 年度回数（実施日） | H28 年度回数（実施日） |
|---------------|-----------------------------------|---|
| 総合計画審議会 | 4 回（7/8、8/4、8/25、10/19） | 5 回（6/2、7/12&7/13、8/10 &8/12、8/29、10/24） |
| 庁内プロジェクトチーム会議 | 5 回（6/25、7/21、8/13、10/9、 1/14） | 5 回（5/20、6/30、8/2、 8/19、10/17） |
| 市民アンケート | 1 回（7/8～7/22） | — |
| パブリックコメント | 1 回（8/28～9/28） | 1 回（9/1～9/30） |
| 市民ワークショップ | 3 回（1/23、2/6、2/21） | |

2 会議開催実績等

| 年月日 | 会議名等 | 内容等 |
|-------------------|---------------------------------|--|
| H27.6.12 ～6.25 | 総合計画審議会委員公 募 | 市ホームページでの募集（7名応募、2名採用） |
| H27.6.25 | 第1回庁内プロジェク トチーム会議 | 議題等：(1)次期総合計画、人口ビジョン・総合戦略策定 スケジュールについて (2)三浦市人口ビジョン（案）について (3)三浦市総合戦略のたたき台について |
| H27.7.8 | 第1回総合計画審議会 | 議題等：(1)会長、副会長の選出について (2)三浦市総合計画次期基本計画の諮問について (3)次期総合計画、人口ビジョン・総合戦略策定 スケジュールについて (4)三浦市人口ビジョン（素案原案）について |
| H27.7.8 ～7.22 | 「三浦市まちづくりの ための市民アンケー ト」実施 | 対象者数：2,000名（16歳以上の男女無作為抽出） 回答者数：757名 回収率：37.9% |
| H27.7.21 | 第2回庁内プロジェク トチーム会議 | 議題等：(1)第1回プロジェクトチーム会議概要について (2)第1回総合計画審議会の開催結果について (3)三浦市まちづくりのための市民アンケートについ て (4)三浦市総合戦略（素案原案）について |
| H27.8.4 | 第2回総合計画審議会 | 議題等：(1)第1回総計審における主な意見等について (2)三浦市まちづくりのための市民アンケート結果に ついて (3)三浦市総合戦略（素案原案）について |

| 年月日 | 会議名等 | 内容等 |
|-----------------------|--------------------|---|
| H27. 8. 13 | 第 3 回庁内プロジェクトチーム会議 | 議題等：(1) 第 2 回プロジェクトチーム会議議事概要について (2) 第 2 回総合計画審議会の開催結果について (3) 三浦市まちづくりのための市民アンケート結果について (4) 三浦市総合戦略（素案）について |
| H27. 8. 25 | 第 3 回総合計画審議会 | 議題等：(1) 第 1 回総計審議事録について (2) 三浦市人口ビジョン（素案）・三浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について |
| H27. 8. 28 ～9. 28 | パブリックコメント実施 | 意見受付件数：4 人・21 件 |
| H27. 10. 6 ～10. 15 | 三浦半島地域連合からの意見集約 | 内容：(1) 事務局長へのヒアリング (2) 役員の意見集約 |
| H27. 10. 9 | 第 4 回庁内プロジェクトチーム会議 | 議題等：(1) 第 3 回プロジェクトチーム会議議事概要について (2) 三浦市人口ビジョン（素案）・三浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）パブリックコメント実施結果と対応について (3) 三浦市まちづくりのための市民アンケート結果について |
| H27. 10. 19 | 第 4 回総合計画審議会 | 議題等：(1) 第 2 回及び第 3 回総合計画審議会議事録について (2) パブリックコメント実施結果及び対応について (3) 三浦市まちづくりのための市民アンケート結果について |
| H27. 10. 28 | H27 年度第 6 回政策会議 | 三浦市人口ビジョン・三浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略を庁議決定 |
| H27. 10. 29 | 人口ビジョン・総合戦略策定 | H27. 10. 30 議会送付、市ホームページ公表、国・県に送付 |
| H27. 12. 1 ～12. 7 | 市民ワークショップ参加者募集 | 「三浦市民」12 月号、市ホームページ及び農協有線で広報 |
| H28. 1. 14 | 第 5 回庁内プロジェクトチーム会議 | 議題等：(1) 総合計画策定のためのワークショップについて |
| H28. 1. 23 | 第 1 回市民ワークショップ | テーマ：三浦市への移住を促進するために提案するライフスタイル（みうらスタイル）とは 参加者：12 名 |

| 年月日 | 会議名等 | 内容等 |
|------------|--------------------------------|---|
| H28. 2. 6 | 第 2 回市民ワークショップ | <p>テーマ：(1)「遊びに行ってみよう！」と思える三浦市の魅力とは</p> <p>(2)郷土三浦を愛する心を育むための特色のある教育を推進するには</p> <p>(3)市民の健康や体力を増進するには</p> <p>(4)高齢者を見守り、支え合う地域をつくっていくためには</p> <p>参加者：17名</p> |
| H28. 2. 21 | 第 3 回市民ワークショップ | <p>テーマ：(1)（仮称）市民交流拠点で市民の文化活動が活発に行われるためには</p> <p>(2)市内に所在する空き家を活用するには</p> <p>(3)ごみの減量化・再資源化を推進するには</p> <p>(4)災害に備えて地域における自助共助意識を向上するには</p> <p>参加者：14名</p> |
| H28. 5. 20 | 第 6 回庁内プロジェクトチーム会議 | <p>議題等：(1)総合計画策定のためのワークショップ開催結果について</p> <p>(2)次期総合計画策定要領の改正について</p> <p>(3)まちづくりプランの総括について</p> <p>(4)次期基本計画について</p> <p>(5)総合計画審議会分科会構成について</p> |
| H28. 6. 2 | 第 5 回総合計画審議会 | <p>議題等：(1)三浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について</p> <p>(2)総合計画策定のためのワークショップ開催結果について</p> <p>(3)次期総合計画策定要領の改正について</p> <p>(4)「三浦まちづくりプラン」の総括について</p> <p>(5)次期基本計画について</p> <p>(6)総合計画審議会分科会構成について</p> |
| H28. 6. 30 | 第 7 回庁内プロジェクトチーム会議 | <p>議題等：(1)総合戦略全体評価について</p> <p>(2)総合戦略交付金事業評価について</p> <p>(3)次期基本計画における施策・展開方針・評価指標の見直しについて</p> |
| H28. 7. 12 | 第 6 回総合計画審議会 (第 1 回第 2 分科会) | <p>議題等：(1)座長選出について</p> <p>(2)第 5 回三浦市総合計画審議会議事録について</p> <p>(3)総合戦略全体評価について</p> <p>(4)総合戦略交付金事業評価について</p> <p>(5)次期基本計画施策・展開方針の見直しについて</p> |

| 年月日 | 会議名等 | 内容等 |
|------------------------|--------------------------------|---|
| H28. 7. 13 | 第 6 回総合計画審議会 (第 1 回第 1 分科会) | 議題等：(1) 座長選出について (2) 第 5 回三浦市総合計画審議会議事録について (3) 総合戦略全体評価について (4) 総合戦略交付金事業評価について (5) 次期基本計画施策・展開方針の見直しについて |
| H28. 8. 2 | 第 8 回庁内プロジェクトチーム会議 | 議題等：(1) 総合戦略施策評価について |
| H28. 8. 10 | 第 7 回総合計画審議会 (第 2 回第 1 分科会) | 議題等：(1) 第 6 回三浦市総合計画審議会（第 1 回第 1 分科会）議事録について (2) 総合戦略施策評価について |
| H28. 8. 12 | 第 7 回総合計画審議会 (第 2 回第 2 分科会) | 議題等：(1) 第 6 回三浦市総合計画審議会（第 1 回第 2 分科会）議事録について (2) 総合戦略施策評価について |
| H28. 8. 19 | 第 9 回庁内プロジェクトチーム会議 | 議題等：(1) 次期基本計画における施策・展開方針・評価指標の見直しについて (2) 総合戦略施策評価結果について |
| H28. 8. 29 | 第 8 回総合計画審議会 | 議題等：(1) 総合戦略施策評価実施結果について (2) 次期基本計画における施策・展開方針・評価指標の見直しについて (3) 次期基本計画パブリックコメント実施について (4) 次期総合計画名称について |
| H28. 10. 17 | 第 10 回庁内プロジェクトチーム会議 | 議題等：(1) 次期基本計画（案）について (2) 次期総合計画名称について |
| H28. 10. 24 | 第 9 回総合計画審議会 | 議題等：(1) 第 7 回三浦市総合計画審議会（第 2 回分科会）及び第 8 回三浦市総合計画審議会議事録について (2) 次期基本計画（案）について (3) 次期総合計画名称について (4) 第 9 回三浦市総合計画審議会議事録の公表手続きについて (5) 三浦市総合計画次期基本計画（案）の答申について |
| H28. 12. 13 ～12. 14 | 総合計画審査特別委員会 | 第 4 次三浦市総合計画基本計画の制定について、市議会特別委員会において審議 |
| H28. 12. 20 | 平成 28 年第 4 回三浦市議会定例会 | 第 4 次三浦市総合計画基本計画の制定について、本会議において議決 |
| H29. 2. 10 | 平成 28 年度第 8 回政策会議 | 第 4 次三浦市総合計画（2017 年版）三浦みらい創生プラン（実施計画）を庁議決定 |

Ⅶ 次期総合計画（基本計画・実施計画）策定要領

1 計画策定の基本方針

(1) 総合計画における位置付け

第4次三浦市総合計画三浦みらいプラン21において、基本計画と実施計画は、計画期間を統一することで合わせて一体の計画とし、基本構想に掲げる将来像と基本目標及び施策の大綱に従い、実施すべき施策の方向やその基本的な内容を示す基本計画と、基本計画に示す施策の方向や基本的内容に従い、財政計画と連動した個別の重要事業の指針となる実施計画を併せ持つ計画と位置付け、第4次三浦市総合計画三浦まちづくりプランにおいてもこの考え方を踏襲した。

なお、基本計画の計画期間については、次の2つの認識により、みらいプラン21策定時に従来の8年間の計画期間を短縮し、実施計画の期間と統一した4年間としていた。

ア 社会経済情勢の変化に対応した見直しが必要であり、常にリアリティのある計画とすべきある。

イ 基本計画で定める施策と実施計画で定める事業の両者を同時に行政評価の対象とすべきであることから両者の計画期間を統一すべきである。

次期基本計画については、次の2つの視点から、計画期間を現基本構想の終期である平成37年度までの9年間とする。

ウ 行政評価の効果を高めるために、地方版総合戦略と対象及び形式を一致させ、基本計画に重点施策を設定した上で、実施計画に重点施策の数値目標を設定することで、行政評価の対象を短期的計画とした。

エ 短期的な目標を持つ実施計画と、中長期的な将来像を描くという基本計画を分離することで、それぞれの役割を明確にする。

表1：まちづくりプランと次期計画の比較

| | まちづくりプラン | 次期計画 |
|-----------|--------------------|--|
| 基本構想の目標年次 | 平成37年度 | 平成37年度 |
| 基本計画の目標年次 | 平成34年度 | 平成37年度 |
| 基本計画の計画期間 | 平成25年度～平成28年度 | 平成29年度～平成37年度 |
| 基本計画の構成 | 目標、施策、展開方針（評価指標） | 目標、施策、展開方針（評価指標） 重点施策の設定 |
| 実施計画の計画期間 | 平成25年度～平成28年度 | 平成29年度～平成32年度 |
| 実施計画の構成 | 展開方針（評価指標）の下に事業を設定 | 展開方針（評価指標）の下に事業を設定 重点施策の展開方針（評価指標）の下に数値目標及び事業を設定（地方版総合戦略と形式を一致） |

(2) 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略との関係性

地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」及び地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向を提示する「地方版総合戦略」を平成27年度中に策定することを国から求められていることから、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定作業を先行させるが、次期基本計画・実施計画の策定作業との効率的な連携を図るとともに、調査分析作業等の成果の活用等を通し、計画相互の整合性を図るものとする。

- (3) 計画期間
 - ア 基本計画は、平成29年度から平成37年度までの9年間とする。
 - イ 実施計画は、平成29年度から平成32年度までの4年間とする。
- (4) 市民参加
 - 住民、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びメディア（産官学金労言）等で構成する総合計画審議会での審議をはじめ、市民アンケート、ワークショップ及びパブリックコメントなどにより、積極的な市民参加を促すものとする。
- (5) 庁内での検討組織
 - 総合計画策定に関する庁内での検討を進めるため、関係する部課の職員で構成するプロジェクトチームを設置する。

2 基本計画

- (1) 位置付け
 - 基本構想に掲げる将来像の実現に向けた中期的な計画目標として、人口・世帯、地域経済、都市構造の姿を明示し、その実現のための基本的な考え方を示す。
- (2) 計画の構成
 - ア まちの将来像
 - 人口・世帯、地域経済、都市構造に関する10年後の目標を定める。
 - なお、人口については、先行して定める地方人口ビジョンの平成37年の数値を反映する。
 - イ 施策
 - 目標（将来像）実現のために9年間で展開する施策を定める。
 - ウ 展開方針
 - 施策展開の具体的な方針を定める。
 - なお、先行して定める地方版総合戦略の「講ずべき施策に関する基本的方向」を反映する。
 - エ 施策の評価指標
 - 施策の成果を評価する展開方針ごとの指標を定める。極力、定量的な視点とする。
 - オ 重点施策
 - 戦略的なまちづくりをめざし、特に重点的に進めるべき施策を設定する。
- (3) 施策展開方針の策定方法
 - 将来像を見据えてその課題を整理するトップダウン型のアプローチに加え、現基本計画策定後の変化による課題を整理するボトムアップ型のアプローチにより、現行施策及び展開方針を検証し、必要な見直しを図る。
- (4) 進行管理
 - 計画期間内における進行管理は、行政評価システムによる施策評価によって行うものとし、原則として施策の方向と基本的内容の見直し（改定）は行わない。

3 実施計画

- (1) 位置付け
 - 基本計画に示した施策や基本的内容に従い、財政推計と連動した個別の重要事業を定め、毎年度の予算編成、事業実施の指針を定める。
 - なお、基本計画に示した重点施策については、個別の重要事業に基づく数値目標を定め、行政評価の対象とする。
- (2) 策定方針
 - ア 事業費の仕分け
 - 財政推計の構造上、すべての事業費を下記のとおり、義務的経費、実施計画事業費、その他経費に仕分けする。基本計画に定める重点施策推進に資する主要な事業を実施計画事業とする。

| 経費区分 | | 内容 |
|----------------------------|--|--|
| 1 義務的経費 | 1 | 公債費 |
| | 2 | 扶助費（国県補助事業及び法等の定めにより市の裁量が及ばない事業）及び審査支払い手数料等扶助費に伴う事務費 |
| | 3 | 人件費（実施計画事業費及びその他経費の報酬を除く。） |
| | 4 | 賃金のうち産休・育休補充分 |
| | 5 | 債務負担行為・長期継続契約にかかる年度割額（更新を含み、指定管理者業務を除く） |
| | 6 | 選挙費 |
| | 7 | 統計調査費 |
| | 8 | 繰出基準に基づく他計繰出金 |
| | 9 | 特別会計における保険給付費・拠出金 |
| | 10 | 予備費（一般会計のみ） |
| 2 実施計画事業費 | | 基本計画に定める重点施策推進に資する事業 |
| 3 そ の 他 経 費 | 1 経常的経費 | 1 施設の維持管理費 |
| | | 2 施設の維持補修費（建設改良を除く） |
| | | 3 市有財産の維持管理経費 |
| | | 4 非常勤特別職の報酬（選挙にかかるもの以外で日額、回数で額を定めるもの） |
| | | 5 複数の課等にまたがる事務に係る経常的な共通経費 |
| | 6 上記以外の経常的経費（実施計画事業を除く） | |
| 2 臨時的経費 | 1 繰出基準に基づかない他会計繰出金 | |
| | 2 上記以外のもの（新たな債務負担行為、債務保証又は損失補償を設定する事業を含める） | |

イ 実施計画事業の要求

実施計画事業の要求は「実施計画要求書総括表」（様式1）及び「実施計画要求書」（様式2）により部門ごとに行うものとし、4年間を実施計画の計画期間とする。

要求期間における実施計画事業費の総額の要求限度額は、平成28年度予算額（一般財源ベース）の1.1倍に4を乗じた額とする。ただし、特に多大な経費を要する事業の要求が必要な場合で、当該限度額の範囲での要求が不可能な場合には、限度額の範囲での要求が不可能な理由を「実施計画要求書総括表」（様式1）に明記して要求するものとする。

ウ 事業プランの進行管理

計画期間内における事業プランの進行管理は、行政評価システムによる事務事業評価によって行うものとし、原則として重要事業の指針の見直し（改定）は行わない。

エ 新規実施計画相当事業の経費

計画期間内において必要となった新規実施計画相当事業については、計画期間内にお

ける部門別実施計画経費の歳出削減努力等により、原則として当該経費の範囲内で部門ごとに要求する。

オ 新規実施計画相当事業の事業選定

新規実施計画相当事業の選定については予算査定において行うものとする。

カ 財政推計

下記に基づき一般会計の財政推計を行う。

また、下記に準じ特別会計及び企業会計においても財政推計を行うものとする。

(ア) 推計期間

財政推計の期間は4年間とする。

(イ) 歳入見込

次の項目に区分し、現制度により見込むことを基本とし、詳細は別途定める。

- a 市税
- b 地方交付税
- c 国県支出金
- d 市債
- e 財政調整金繰入金
- f その他収入

(ウ) 歳出見込

次の項目に区分し、見込むこととし、詳細は別途定める。

- a 義務的経費
- b 実施計画事業費
- c その他経費

キ 実施計画策定手順

(ア) 基本方針

- a 4つの作業の同時進行

次の4つの作業を同時進行する。

- (a) 財政推計
- (b) 事業プランの策定
- (c) 4つの基本目標に位置づく12の重点施策に係る4年後の数値目標
- (d) 平成29年度予算編成

- b 事業費の仕分け

義務的経費、実施計画事業費、その他経費に区分し、小事業レベルで、すべての事業をこの区分に仕分けする。

(イ) 事業プランの策定

- a 各課要求（平成28年10月）

「実施計画要求書総括表」（様式1）及び「実施計画要求書」（様式2）をもとに、実施計画事業について各部門からの要求を受ける。

- b 実施計画事業ヒアリング（平成28年11月）

実施計画事業について各部門別にヒアリングを実施する。

- c 実施計画事業の査定（平成28年11月～平成28年12月）

平成29年度予算編成と並行して査定を行う。

- d 実施計画事業の選定
当該事業の市長査定を経て、実施計画事業を選定する。
- e 次期実施計画の調製
dの結果から、次期実施計画を調製する。

VIII 用語等の注釈・解説

- [ア] IT
情報技術。インフォメーション・テクノロジー（Information-Technology）とも、インテリジェント・テクノロジー（Intelligent-Technology）とも訳される。
- [イ] インターネット
いろいろなコンピュータのネットワークを相互に連携させた、世界規模のコンピュータ・ネットワーク。ホームページや電子メールのサービスが提供されている。
- [ウ] 海業
海を資源とし、海のもつ多様な価値や潜在能力を経済活動の対象とする産業群（漁業・マリンレジャーなど）や業種の集まりの総称のことで、三浦市では、海に関係する異業種の連携による産業振興に取り組んできた。
- [エ] NPO
Non Profit Organization の略。民間非営利組織のこと。わが国では平成10年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行された。
- [オ] オンブズマン制度
市民の行政に対する苦情を受け付け、中立的立場から原因を究明し、是正措置を講ずることによって迅速に問題を解決する制度。
- [カ] ガーデニング
庭づくりや、植物の手入れのこと。最近ではベランダ園芸や、鉢植え園芸の文字は使わず、植物を植えたり、ふやしたり、寄せ植えしたりすることも、すべてガーデニングと呼んでいる。
- [キ] 危惧
あやぶみおそれること。不安心。気がかり。
- [ケ] 健康寿命
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
- [コ] コミュニティ
一定の地域に居住し、共属感情や共通の情報を持つ人々の集団。地域社会。共同体。
- [サ] 在宅就業
パソコンやインターネットなどの情報通信技術を使って、自宅など、事業所と別の場所で仕事を行う就業形態。在宅ワーク。
- [シ] シティ・セールス
定住人口・交流人口の増加や6次経済の構築のために、国内各地や世界に向けて三浦市を広く宣伝し、売り込む活動。
- 生涯活躍のまち（日本版CCRC）
中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すもの。CCRCは、Continuing Care Retirement Community の略。
- 生涯学習
自己の充実、啓発や生活の向上のために、生涯を通じて主体的に学習すること。平成2年に生涯学習振興法が制定された。
- 人事考課
職員個々の能力や勤務成績を判定すること。給与査定や人事決定の資料となる。
- [ス] スカベンジ
ごみ拾いをする事。
- [チ] 中核市
指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化するもの。指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が都道府県の区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務などを除いたものを処理することができる。

- [ネ] ネットワーク
縦横無尽につながりをもつこと。道路網、交通網、通信網。
- [ハ] パートナー
対等な責任と権限のもとに互いに提携しあうもの。
発生主義会計
費用や収益を現金授受のタイミングではなく、経済的な価値の変動のタイミングで認識する会計手法のこと。減価償却費や職員の退職金などの将来債務を実体として管理することができる。現在の公会計は一部の公企業を除き現金主義が採られている。
バリアフリー
社会生活における障害を取り除いた環境とは、バリアは障害、フリーは解放の意。社会生活における様々な障害を無くそうという概念。
- [ヒ] PFI
Private Finance Initiative の略。公共施設、都市基盤の建設や公共サービスを民間企業によって行う事業手法のこと。
- [フ] プロジェクトチーム
ある特定の目的のために結成された研究・開発チーム。
- [ヘ] ペーパーレス化
パソコン等の利用により紙の書類を減らすこと。書類を置く場所の縮小や記載情報の検索の迅速化に役立つ。
- [ホ] ボランティア
自ら進んで社会事業などに参加し、奉仕活動をする人。
- [マ] マスタープラン
基本となる計画。
- [ミ] みうら景観資産
各地域の個性や魅力を表わし、歴史や文化のシンボルとなっている景観や、地域の人々に愛着を持って守られてきた景観のうち、「三浦らしい景観」であると三浦市景観条例の規定により認定したもの。
三浦ブランド
農水産物や加工品、工芸品、観光をはじめとする各種のサービスなど、三浦から発信する商品やサービスの価値の高さを保証する印のこと。三崎まぐろ・三浦大根・三浦スイカ・松輪さばなど、個々の商品ブランドのほか、三浦の観光、三浦のレジャーなどのサービスの良さを象徴する概念としても使う。
- 未病
人の健康状態は、ここまでは健康、ここからは病気と明確に区分できるわけではなく、健康と病気の間で連続的に変化しており、その状態を「未病」という。
- [ユ] ユニバーサルデザイン
高齢者や身体障害者だけでなく、一般の人にも使いやすい形の製品。バリアフリーをさらに発展させたコンセプトによるもので、誰もが共有できるものを目指している。
- [ヨ] 4市1町
三浦市、横須賀市、逗子市、鎌倉市、葉山町。
- [ラ] ライフスタイル
生活様式、生活の流儀。
- [リ] リゾート
保養、行楽、別荘などゆとりある、快適な時間の過ごし方に適した場所のこと。
- [ワ] ワーカーズコレクティブ
組合員自身が共同出資して事業主・経営者となり、労働に従事して報酬を得る組織のこと。事業を通じて地域社会に貢献することを第一の目的とし、食の安全や福祉サービスなどにかかわるグループが多い。
ワークショップ
参加した市民が自主的に意見交換をしたり、共通の目標に向けた活動を行うことによって、何らかの具体的な成果を挙げることを目標とする場のこと。
ワークライフバランス
やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。

第4次三浦市総合計画
(2017年版)
三浦みらい創生プラン

平成29年3月

編集：政策部 政策課

発行：三浦市

三浦市城山町1番1号

TEL 046-882-1111 (代表)

FAX 046-882-2836